

樋野口こども館事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、樋野口こども館事業実施に関し、必要事項を定め、学校や家庭とは異なる、子どもがのびのびと自由に自信をもって生きられる第三の居場所の提供を行うことにより、児童の健全なる育成を図ることを目的とする。

(利用対象者)

第2条 樋野口こども館事業の利用対象者は、原則として本市に住所を有する18歳未満の者（就学前児童については、付添人を付けなければならない。）及び児童の健全なる育成に関係ある団体とする。

(業務内容)

第3条 樋野口こども館は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 児童の健全育成業務
- (2) 子育て支援業務
- (3) 地域の相互援助活動業務
- (4) 前各号に掲げるもののほか、樋野口こども館事業の目的達成に必要な業務

(実施場所)

第4条 樋野口こども館は、松戸市樋野口543番地（青少年会館樋野口分館内）にて実施する。

(職員の配置等)

第5条 樋野口こども館に管理責任者を置くとともに、常時指導員2人以上を配置するものとする。

(開館日時)

第6条 樋野口こども館の開館日は、月・水・土・日及び祝日（第4月曜日と12月28日から翌年の1月4日までの日を除く）とし、実施時間は原則として次の表に定める範囲内とする。ただし、業務の目的達成のために必要と認められる場合は、本市及び受託者との協議により、開設曜日・実施時間が変更になる場合があ

る。なお、選挙等で会場が使用できない場合は、予め市民への周知を徹底すること。

実施日	実施時間
平日	午後2時30分から地域防災無線放送時間まで
土・日・祝日（学校の長期休業期間含む）	午前10時30分～地域防災無線放送時間まで

（利用料）

第7条 樋野口こども館の利用料は、無料とする。

（運営委託）

第8条 樋野口こども館事業の実施主体は市とし、市が法人格を有する者に委託して行うことができる。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年10月2日から施行する。